

労災保険の特別加入制度（中小事業主等） を活用していませんか？

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、**労働者以外**でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

特別加入をすると、万が一業務災害または通勤災害を被った場合に、労災保険の給付を受けることができます。

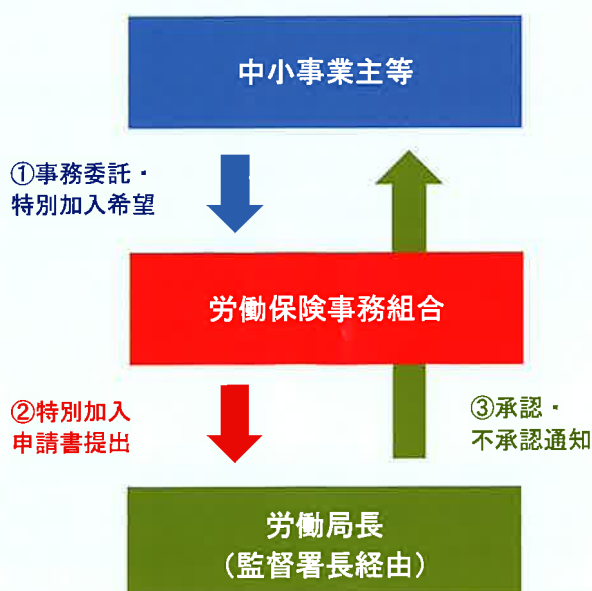
※ 一定の要件を満たさない場合、給付の対象とならないことがあります。

👉 特別加入（中小事業主等）をする場合のポイントは？

- ・ **中小事業主等**で雇用する労働者について**保険関係が成立**していること
- ・ 労働保険の事務処理を**労働保険事務組合に委託**すること

※ 「中小事業主等とは？」→裏面をご覧ください。

◆加入の流れ



(注意事項)

- ・ 同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、特別加入をしていない他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができません。
- ・ 原則として事業主本人のほか家族従事者など労働者以外で業務に従事している人全員を包括して加入する必要があります。
- ・ 粉じん作業を行う業務等一定の業務にそれぞれ所定の期間従事したことがある場合、健康診断が必要になる場合があります。

詳しくは**労働保険未手続事業一掃推進員**にご相談ください。